

京都市空き家活用・流通支援等補助金交付要綱

平成26年6月3日
平成27年3月3日改正
平成28年3月29日改正
平成29年3月27日改正
平成30年3月30日改正
平成31年3月22日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、利用される見込みがない空き家の活用及び流通を促進するとともに、まちづくりの活動拠点その他地域の活性化等に資する空き家の活用を支援するため、工事等にかかる費用の一部を助成する京都市空き家活用・流通支援等補助金(以下「補助金」という。)の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定目的 別表に定める目的又はまちづくり活動拠点その他地域コミュニティの活性化等に資すると市長が認める目的をいう。
- (2) 補助事業 第14条第4項の規定による通知(以下「交付決定通知書」という。)を受けて、当該交付決定通知に係る工事等を行うことをいう。
- (3) 京町家等 昭和25年11月22日以前に着工され、かつ伝統構法によって建築されたものをいう。

第2章 補助事業の要件

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 第14条第1項の規定による交付申請の日から遡って、1年以上、居住者又は利用者のいない建築物であること。
- (3) 一戸建て住宅又は長屋建て住宅(重層長屋を除く。)であること(住宅以外の用途を兼ねるものを含む)。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。

- (5) この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して補助を受けていない建築物であること。
- (6) 建築基準法その他の建築に係る法令に照らし、適当と認められる建築物であること。
- (7) 補助金の交付の対象となる工事及び家財の撤去（以下「補助対象工事等」という。）を含めた補助対象建築物に係る工事等に、現に着手している建築物でないこと。
- (8) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと。
- (9) 未登記の建築物でないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、補助対象建築物を改修し、特定目的で空き家活用を行う者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者。ただし、補助対象建築物の所有者、補助対象建築物の所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者（法人が所有する場合にあっては、その代表者等をいう。以下、この条において同じ。）が居住する目的で、賃貸又は売却する場合は対象としない。
 - (2) 補助対象建築物を賃借又は購入しようとする者。ただし、補助対象建築物の所有者、補助対象建築物の所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者が居住する目的で、賃借又は購入しようとする場合は対象としない。
 - (3) 補助対象建築物の所有者から当該建築物を借り受け、特定目的で空き家活用を行う者に賃貸しようとする者。ただし、補助対象建築物の所有者、補助対象建築物の所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者が居住する目的で、賃貸しようとする場合は、対象としない。
- 2 前項各号において、法令の規定又は公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある事業を営むことを目的とするなど、市長が不適切と判断した場合は対象としない。
 - 3 補助対象者は、ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承していなければならない。
 - 4 前項に基づく了承について、補助対象者が所有者と異なる場合は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。ただし、補助対象者が補助対象建築物を購入しようとする場合は、この限りでない。
 - 5 補助対象者は、次のいずれにも該当するものであってはならない。
 - (1) 京都市税の滞納のある者
 - (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等

（関係権利者の同意）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が補助対象建築物の所有者又は管理者以外の者である場合は、申請者は、補助事業の実施について当該補助対象建築物の所有者又は管理者の同意を得なければならない。

- 2 前項の場合であって、補助対象建築物の所有者が複数の場合は、共有者の全員の同意を得なければならない。
- 3 申請者が当該建築物の所有者の一人である場合は、補助事業の実施について他の所有者全員の同意を得なければならない。

(長屋建ての住宅の特例)

第6条 補助対象建築物が長屋建ての住宅である場合において、補助事業の内容、関係権利者の状況及びこの要綱に基づく補助金を過去に受けた経過等を審査して市長が適当と認めるときに限り、第3条各号、第4条第1項各号、第5条各項、第8条各項、第12条各項、第14条第1項各号、第17条各項、第20条各項中、「建築物」とあるのは、「住戸」と、「補助対象建築物」とあるのは、「補助金の交付の対象となる住戸」と読み替える。

(地域への説明等)

第7条 申請者は、活用する内容について、あらかじめ地域に説明を行い、その状況を市長に報告しなければならない。

(補助対象工事等)

第8条 補助対象工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特定目的での活用上、必要なものとして市長が認めるものに限る。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修
 - (2) 給排水、電気又はガス設備の改修
 - (3) 壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修
 - (4) 屋根又は外壁等の外装の改修
 - (5) 建築物の耐震性を向上させる工事
 - (6) 特定目的で活用するうえで必要となる造作工事
 - (7) 家財の撤去
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 補助対象建築物が耐震性を向上させる必要がある場合で、京都市木造住宅耐震改修補助金交付要綱、又はまちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援補助金交付要綱に基づく補助金を受けることができる場合は、補助金の対象としない。
 - 3 補助対象建築物は、補助対象工事を行ってもなお安全性の向上が見込めない等、居住又は利用に際し安全性に支障があるものであってはならない。

(工事施工者の要件)

第9条 前条の補助対象工事等を施工する者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）でなければならない。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りではない。

(補助対象費用)

第10条 補助対象費用は、補助対象工事等に要する費用とする。

- 2 申請者が第8条第1項各号のうち第7号を除く補助対象工事等を自ら施工する場合は、補助金の交付の対象は同条第1項各号の材料費及び専門工事として専門工事業業者への委託に要する費用とする。
- 3 補助事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。

(補助金の額)

第11条 第8条第1項第1号から第6号及び第8号に掲げる補助事業については、当該各号の補助対象工事等の補助対象費用の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額）を補助金の額とする。

- 2 第8条第1項第7号に掲げる補助事業については、補助対象費用（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額）を補助金の額とし、50,000円を限度額とする。
- 3 第8条第1項各号に掲げる補助対象工事等の補助金の合計額は、補助対象建築物が京町家等の場合にあつては900,000円、それ以外の建築物については600,000円を限度額とする。ただし、特定目的の別表第12項に該当する場合は600,000円を上限とする。
- 4 補助対象建築物が長屋建ての住宅である場合において、補助事業の内容、関係権利者の状況及びこの要綱に基づく補助金を過去に受けた経過等を審査して市長が適当と認めるときに限り、住戸ごとに前各項を適用して補助金の額を算出することができるものとする。
- 5 前項の場合においては、第2項、第3項中「限度額」とあるのは、「1住戸当たりの限度額」と読み替えるものとする。ただし、同時に複数の住戸の補助金を申請する場合は、補助事業の内容を鑑み、市長が適当と認める額を上限額とする。

(安全性への配慮等)

第12条 昭和56年5月31日以前に着工された建築物に係る申請者は、耐震性が向上する耐震改修を行う等、耐震性に配慮するよう努めなければならない。

- 2 別表第6項及び第7項に掲げる目的に係る申請者は、補助対象建築物が昭和56年5月31日以前に着工された建築物である場合、当該建築物の耐震性が向上する工事を行わなければならない。ただし、当該建築物について、耐震性が向上する工事を行った場合と同等の耐震性を現に有することが書面等にて確認できる場合は、この限りでない。
- 3 前項に定める耐震性が向上する工事とは、次の各号に掲げるいずれかの工事とする。
 - (1) 耐震診断に基づく耐震改修工事
 - (2) 在来工法によって建築された建築物については、次のアからエまでに掲げる工事のいずれかの工事

- ア 屋根を葺き替える工事であって、非常に重い屋根（土葺瓦）から重い屋根（棧瓦葺等）若しくは軽い屋根（金属板等）に葺き替えるもの又は重い屋根（棧瓦葺等）から軽い屋根（金属板等）に葺き替えるもの
 - イ 根継ぎ等により、土台又は柱等の劣化、蟻害を修繕する工事
 - ウ 建築物の屋根構面又は2階の床組若しくは小屋組の水平構面を構造用合板等の設置により強化する工事
 - エ 有筋の基礎を増設する工事
- (3) 伝統構法によって建築された建築物については、次のアからカまでに掲げる工事のいずれかの工事
- ア 前号第ア号に掲げる工事
 - イ 前号第イ号に掲げる工事
 - ウ 礎石等の基礎を補修する工事
 - エ 土壁を塗り直す工事
 - オ 建築物の屋根構面又は2階の床組若しくは小屋組の水平構面を構造用合板等の設置により強化し、又は杉板等により補修する工事
 - カ 柱脚部に足固め、根がらみを設置する工事

(地域への配慮)

第13条 申請者は、地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意した活用を行わなければならない。

第3章 交付の申請等

(交付の申請)

第14条 申請者は、補助事業に着手しようとする14日前までに、条例第9条に基づき、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 第3条第2号の基準に適合することを証する書面
- (3) 第4条第1項各号の規定に適合する者であることを証する書面
- (4) 第3条第2号及び第6号、第4条第5項、12条第1項、第13条にかかる誓約書
- (5) 補助金額算出書
- (6) 補助事業に要する費用の見積書
- (7) 補助事業の現況図面及び計画図面（縮尺100分の1程度）
- (8) 補助事業の着手前の状況を示す写真（補助対象建築物の全景写真及び補助対象工事等に係る部位ごとの写真）及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面（縮尺100分の1程度）
- (9) 第2条第1号にかかる事業計画書
- (10) 第7条の規定に定める地域に事前に説明を行ったことを証する書面
- (11) 第4条第3項及び第5項、第20条第3項及び第4項にかかる承諾書

- (12) 補助対象建築物が、京都市地域連携型空き家対策促進事業実施要綱（以下「地域連携実施要綱」という。）第2条第4号に規定する事業に取り組んでいると市長が認める団体（以下「地域連携取組団体」という。）の取組地域内に所在する場合は、その団体に説明を行ったことを証する書面
 - (13) 前号において、別表第6項及び第7項に該当する場合は、その地域連携取組団体の承諾を得たことを証する書面
 - (14) 別表第6項及び第7項に係る誓約書
 - (15) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象が第8条第1項第7号に掲げる工事等のみの場合は、第1項第7号の提出については省略できる。
 - 3 別表第11項及び第12項に該当する場合は、第1項第9号の提出は省略できる。
 - 4 市長は、第1項の規定による交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定に適合していると判断した場合は、条例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。
 - 5 市長は、第1項の規定による交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定に適合していないと判断した場合は、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。
 - 6 第4項の通知を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は、交付決定通知書を受けた日（以下「交付決定通知日」という。）から補助事業に着手することができる。

（補助事業の履行期間及び履行期間の延長）

- 第15条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して6箇月を経過する日（以下「完了期限」という。）までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。ただし、6箇月を経過する日が、交付決定通知書の属する年度の3月15日を越える場合は、3月15日を完了期限とする。
- 2 認定申請者は、前項の完了期限までに補助事業を完了する見込みがないときは、補助事業変更等報告書によりその旨を市長に報告しなければならない。この場合においては、事由及び予算の執行状況を勘案し、適当と認められた場合に限り、前項の規定に関わらず、6箇月を限度とし、相当の期限を定めて完了期限を延長することができる。

（補助事業の内容変更、休止等の報告）

- 第16条 認定申請者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに補助事業変更等報告書によりその旨を市長に報告し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 2 認定申請者は、補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、補助事業休止・廃止報告書によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第17条 条例第18条第1項の規定による報告は、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に行わなければならない。

- (1) 第14条第1項第9号に定める建物の利用の開始を証する書面
- (2) 別表第11項及び第12項（所有者自らが活用する場合を除く。）に該当する場合においては、前号に代わり補助事業に係る媒介契約書、賃貸借契約書、売買契約書又はこれに代わる書面の写し
- (3) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類
- (4) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等
- (5) 補助事業の着手前、実施中及び完了後の状況を示す写真（補助対象工事部位ごとの写真）及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面（縮尺100分の1程度）
- (6) 第4条第1項第3号に該当する場合は、補助対象建築物の所有者と補助対象者との間で結ばれる賃貸借契約書の写し及び補助対象者が当該建築物を賃貸する事を証する書面等
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業が第4条第1項第1号に該当し、補助対象建築物を売却用とする場合において、条例第18条第1項の規定による報告時に、補助事業に係る媒介契約書又はこれに代わる書面の写しを提出した認定申請者は、買い受ける者が確定した場合は、速やかに売買契約書又はこれに代わる書面の写しを市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の決定)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、同期間内に決定ができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を延長することができる。

(補助金の請求)

第19条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に補助金請求書により補助金の請求を行わなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第20条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。

- (1) 申請内容に虚偽が含まれていたことが判明したとき
- (2) 認定申請者が第15条第1項に規定する履行期限内（第15条第2項の規定により期限を延長した場合は、その期限内）に補助事業を完了しなかったとき、又は完了する見込みがないとき
- (3) 認定申請者が第15条第2項及び第16条各項の規定による報告を怠ったとき
- (4) 補助対象建築物を補助金の交付の対象となる目的に供していないと市長が認めると

き

- (5) 市長が、補助対象建築物について建築基準法の違反の是正を求める行政指導を行った場合において、補助事業者が当該指導に従わないとき
- 2 認定申請者から第16条第2項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定は、なかったものとみなす。
 - 3 認定申請者が、補助事業完了後、10年以内に、補助金の交付の対象となった要件に合致しない用に供した場合は、補助金を市長に返還しなければならない。
 - 4 認定申請者が、補助事業完了後、10年以内に、補助対象建築物を除却し、あるいは補助対象工事を行った部分について著しい改修を行った場合は、補助金を市長に返還しなければならない。ただし、除却後の跡地の活用方法、又は改修工事後の活用方法等がまちの活性化等に資すると市長が認める場合は、この限りでない。

(報告の徴収)

第21条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業の工事等を施工する者に対し、当該補助事業の実施状況等に関し報告をさせることができる。

(補則)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

(様式)

第23条 補助金交付申請書、報告書等の様式は、次の表に掲げるところによる。

名称	事項	様式
交付申請書	第14条関係	第1号様式
誓約書	第14条関係	第2号様式
補助金額算出書	第14条関係	第3号様式
報告書	第14条関係	第4号様式又は第10号様式
承諾書	第14条関係	第5号様式
補助事業変更等報告書	第15条及び第16条関係	第6号様式
補助事業休止・廃止報告書	第16条関係	第7号様式
実績報告書	第17条関係	第8号様式
補助金請求書	第19条関係	第9号様式
誓約書	第14条関係	第11号様式

附 則

この要綱は、施行日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定に関わらず、第21条第1項は、この要綱の決定の日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、従前の要綱の規定に基づく交付決定を受けたものについては、従前の要綱の規定による効力を有する。

別表（第2条第1号関係）

地域の活性化に資するもの	
(1)	地域の居場所づくり（高齢者の居場所、町内会の活動拠点、多世代交流の場、観光客との交流の場、子育て世代の情報交換の場等）
(2)	中山間地域等に移住する者の住まい
(3)	京都市外から移住する者の住まい（ただし、(2)に該当するものを除く。）
文化芸術、大学政策の振興に資するもの	
(4)	若手芸術家の居住・制作・発表の場づくり
(5)	大学、短期大学、大学院の学生の住まい
観光、産業又は商業の振興に資するもの	
(6)	ゲストハウス（旅館業法に基づく許可を受けるもの）
(7)	ゲストハウス（住宅宿泊事業法に基づく届出を行うもの）
(8)	広域型商業集積地域における集客力向上に資する用途（小売業、飲食業等）での活用
(9)	「これからの1000年を紡ぐ企業認定」を受けた企業の事業所
国際交流に資するもの	
(10)	留学生又は外国人研究者の住まい

その他	
(11)	地域連携実施要綱第2条第1項に規定する事業に取り組む地区において、空き家を活用・流通するもの（ただし、(1)から(10)に該当するものを除く。）
(12)	京町家等を活用・流通するもの（ただし、(1)から(11)までに該当するものを除く。）

備考

- 1 中山間地域等に移住する者の住まいとは、中山間地域等のうち、地域連携実施要綱第2条第1項に規定する事業に取り組む地域又は区基本計画等によって定住促進を推し進める地域に移住する者の住まいとする。
- 2 ゲストハウスに申請できる空き家は、下記の要件のいずれにも適合していなければならない。
 - ・ 第12条第2項の規定を満たすこと。
 - ・ 旅館業法に基づく許可を受けるゲストハウスにあつては、旅館業法や京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例等の旅館業に係る法令及び本市からの指導を遵守すること。
 - ・ 住宅宿泊事業法に基づく届出を行うゲストハウスにあつては、住宅宿泊事業法や京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例等の届出住宅に係る法令及び本市からの指導を遵守すること。
- 3 広域型商業集積地域とは、「京都市商業集積ガイドプラン」に定める広域型商業集積ゾーンをいう。
- 4 「これからの1000年を紡ぐ企業認定」を受けた企業の事業所とは、これからの1000年を紡ぐ企業認定審査委員長から認定を受けた企業が、認定の有効期間中に新たに設ける事業所をいう。

ここに定める事業所とは、事業を推進するために設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所（事務所、店舗、工場、作業場等。ただし、社宅、社員寮等の居住施設は除く。）をいう。

交 付 申 請 書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (記名押印又は署名) (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) Ⓜ (朱肉による印に限る。) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて申請します。
「 」(2ページの別表から選択)

補助対象建築物の概要	所在地	京都市 区	「 」学区
	構造・階数	木造 (<input type="checkbox"/> 在来工法 <input type="checkbox"/> 伝統構法) ・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・その他 地上 () 階/地下 () 階	
	建築年	(明治・大正・昭和・平成) 年	
	建築物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅 (居住部分以外の部分の用途:)	
	住居の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 (申請住戸の数 戸/全 戸)	
	延べ面積	m ² (うち居住部分 m ²)	
	過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であり、かつ、本市を含む公的機関から、同種類補助金の対象工事と同一の部位に対して交付を受けていない建築物である。 <input type="checkbox"/> はい		
申請者区分	<input type="checkbox"/> 所有者 (賃貸 () ・売却 () ・利用 ()) <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の賃借予定者 (居住・利用 ()) <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の購入予定者 (居住・利用 ())		
関係権利者の同意	申請者は、賃借予定者である。 <input type="checkbox"/> はい	⇒ 所有者全員又は管理者の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> はい	
	申請者は、購入予定者である。 <input type="checkbox"/> はい		
	申請者は、所有者の一人である。 <input type="checkbox"/> はい	⇒ 共有者全員の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> はい	
補助対象工事に要する費用	¥ 円 (税抜き)		
補助金額	¥ 円		
補助事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
施工予定業者等	<input type="checkbox"/> 事業者が実施する。 業者名: (担当者) 所在地: 京都市 (電話 - -)		
	<input type="checkbox"/> 申請者が直接施工する。		

(2ページ目に続く)

私は、下記の者を代理人と定め、空き家活用・流通支援等補助金の申請に係る下記の一切の権限を委任します。

申請者氏名 _____ ④

(朱肉による印に限る。)

記

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ ④

(朱肉による印に限る。)

電話 _____

(委任事項) 交付の申請 補助事業の内容変更, 中止等の報告 実績報告

○その他の補助事業の申請状況

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金 申請済み 申請予定 予定なし

() 申請済み 申請予定

() 申請済み 申請予定

(参考) 空き家活用・流通支援等補助金交付要綱 別表

地域の活性化に資するもの	
(1)	地域の居場所づくり (高齢者の居場所, 町内会の活動拠点, 多世代交流の場, 観光客との交流の場, 子育て世代の情報交換の場等)
(2)	中山間地域等に移住する者の住まい
(3)	京都市外から移住する者の住まい (ただし, (2)に該当するものを除く。)
文化芸術, 大学政策の振興に資するもの	
(4)	若手芸術家の居住・制作・発表の場づくり
(5)	大学, 短期大学, 大学院の学生の住まい
観光, 産業又は商業の振興に資するもの	
(6)	ゲストハウス (旅館業法に基づく許可を受けるもの)
(7)	ゲストハウス (住宅宿泊事業法に基づく届出を行うもの)
(8)	広域型商業集積地域における集客力向上に資する用途 (小売業, 飲食業等) での活用
(9)	「これからの 1000 年を紡ぐ企業認定」を受けた企業の事業所
国際交流に資するもの	
(10)	留学生又は外国人研究者の住まい
その他	
(11)	地域連携実施要綱第 2 条第 1 項に規定する事業に取り組む地区において, 空き家を活用・流通するもの (ただし, (1)から(10)までに該当するものを除く。)
(12)	京町家等を活用・流通するもの (ただし, (1)から(11)までに該当するものを除く。)

(3 ページ目に続く)

添付資料チェックシート

添付書類一覧（番号順に添付のこと） ※添付した書類にはチェック☑をしてください。		
(1)	付近見取図	<input type="checkbox"/> 添付
(2)	交付申請の日から遡って1年以上、空き家であることを証する書面	<input type="checkbox"/> 添付
(3)	所有者であることを証する書面（3箇月以内に証明されたものに限る。）、又は、賃借（転貸目的を含む。）し、又は購入し、当該建築物に居住又は当該建築物を利用する予定であることを証する書面	<input type="checkbox"/> 添付
(4)	補助金額算出書（第3号様式）	<input type="checkbox"/> 添付
(5)	補助事業に要する費用の見積書（工事ごとに内訳明細書があるもの）	<input type="checkbox"/> 添付
(6)	補助事業の現況図面及び計画図面（縮尺100分の1程度） ※工事予定箇所及び工事内容を明記すること	<input type="checkbox"/> 添付
(7)	申請建築物の全景写真及び補助対象工事の部位ごとの写真	<input type="checkbox"/> 添付
(8)	第2条第1号にかかる事業計画書【別表第11項及び第12項の場合を除く。】	<input type="checkbox"/> 添付
(9)	誓約書（第2号様式）	<input type="checkbox"/> 添付
(10)	建築年を証する書類	<input type="checkbox"/> 添付
(11)	報告書（第4号様式）【補助対象建築物が地域連携取組団体の取組地域内に所在する場合は、第10-1号様式又は第10-2号様式も必要】	<input type="checkbox"/> 添付
(12)	承諾書（第5号様式）	<input type="checkbox"/> 添付
(13)	誓約書（第11号様式）	<input type="checkbox"/> 添付（※1）
(14)	第12条第3項に規定する耐震性が向上する工事を行った場合と同等の耐震性を有することが確認できる書面等	<input type="checkbox"/> 添付（※2）

※1 別表第6号及び第7号の場合に係る申請に限る。

※2 別表第6号及び第7号の場合に係る申請のうち、提出が必要な場合に限る。

第2号様式

誓約書

(あて先) 京都市長

京都市空き家活用・流通支援等補助金の交付に当たり、以下のことを誓約します。

- 1 対象となる建築物が、交付申請日から遡って1年以上、居住者又は利用者がいない建築物であること。
- 2 建築基準法その他の建築に関する法令に照らし、相当と認められる建築物であること。
- 3 京都市税の滞納がないこと。
- 4 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- 5 昭和56年5月31日以前に着工された建築物にあつては、耐震性に配慮するよう努めること。
- 6 地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意した活用を行うこと。
- 7 別表第11項及び第12項に該当し、補助対象建築物を売却用とする場合において、実績報告時に補助事業に係る媒介契約書又はこれに代わる書面の写しを提出した場合は、買い受ける者が確定した後、速やかに売買契約書又はこれに代わる書面の写しを提出すること。

年 月 日

申請者の^{ふりがな}氏名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

⑩

(朱肉による印に限る。)

男・女

(生年月日 年 月 日)

第3号様式 補助金額算出書

工事種別		補助対象工事に要する 費用（税抜金額）		
①		円		
②		円		
③		円		
④		円		
⑤		円		
⑥		円		
⑦		円		
⑧		円		
⑨		円		
⑩		円		
⑪		円		
合計額（①～⑪）		(A) 円	補助率	(A) に補助率を掛け た金額を記載
			2/3	円
			1,000円未満を切り 捨てた金額を記載	(C) 円
家財の撤去		(B) 円	(B) の金額を記載。ただ し、5万円を超える場合は 5万円とする。	1,000円未満を切り捨てた 金額を記載
			円	(D) 円
総合計額			(C) + (D) 円	
補助予定額 ただし、限度額 60万円 ※京町家等の場合は 90万円（別表 (12) の場合を除く。）			円	
(参考) 補助対象工事以外の工事に要する費用（税込金額）			円	
(参考) 総工事費用（税込金額）			円	

※長屋の場合は、住戸ごとに補助金算出書を作成のこと。

報告書

(あて先) 京都市長

活用内容及び京都市空き家活用・流通支援等補助金を申請することについて、下記のとおり、町内会等の自治組織に説明した状況について報告します。

1	町内会等の自治組織及び代表者の氏名等	
2	説明を行った日	年 月 日
3	説明内容	
4	説明した状況	<input type="checkbox"/> 了解された。 <input type="checkbox"/> 条件付で了解された。 ()

※3については、説明の際に使用した資料の添付でも可とする。

年 月 日

申請者の氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

印

(朱肉による印に限る。)

承 諾 書

(あて先) 京都市長

京都市空き家活用・流通支援等補助金の交付にあたり、以下のことを承諾します。

- 1 市税の滞納がない状況を確認するために、京都市が税情報を調査することがあること（申請者のみ）。
- 2 補助対象物件の写真等について、京都市のホームページへの掲載等、市の広報において事例紹介すること。
- 3 補助事業完了後、10年以内に補助金の交付対象となった要件に合致しない用に供しないこと。
- 4 補助事業完了後、10年以内に補助対象建築物を除却し、あるいは補助対象工事を行った部分について著しい改修を行わないこと。
- 5 補助事業完了後10年未満の間に補助対象建築物を売却する場合、残り期間、譲り受ける者が3、4及び本項を遵守する旨を契約書等に明記すること。

年 月 日

申請者の氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

④

(朱肉による印に限る。)

所有者の氏名(申請者が貸借予定者の場合のみ記入)

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

④

(朱肉による印に限る。)

(電話 — —)

補助事業変更等報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (記名押印又は署名) (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) ⑩ (朱肉による印に限る。) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第15条第2項及び第16条第1項の規定により報告します。	
補助対象建築物の所在地	京都市
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都ま第 号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都ま第 号 年 月 日 京都市指令都ま第 号
報告の区分	<input type="checkbox"/> 補助事業の内容又は経費の配分の変更の報告 ⇒(あ)、(い)及び(う)欄を記入 <input type="checkbox"/> 補助事業が完了期限(交付決定通知日の翌日から起算して6箇月を経過する日)までに完了する見込みがない旨の報告 ⇒(あ)及び(え)欄を記入 <input type="checkbox"/> その他 ⇒(あ)及び(い)欄を記入
(あ) 報告の理由	
(い) 変更の内容	
(う) 変更後の補助金額	¥ 円
(え) 補助事業の完了見込み	年 月 日

※ 報告事項に応じて、適宜、写真、補助金額算出書等の資料を添付してください。

第7号様式

補助事業休止・廃止報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (記名押印又は署名) (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) ⑩ (朱肉による印に限る。) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第16条第2項の規定により、補助事業を休止し、又は廃止する旨を報告します。	
補助対象建築物の所在地	京都市
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都ま第 号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都ま第 号 年 月 日 京都市指令都ま第 号
中止又は廃止の理由	

第8号様式

実績報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (記名押印又は署名) (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) ⑩ (朱肉による印に限る。) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第17条の規定により、報告します。	
補助対象建築物の所在地	京都市
補助対象工事に要する費用	¥ 円 (税抜き)
交付予定額	¥ 円
補助事業の実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都ま第 号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都ま第 号 年 月 日 京都市指令都ま第 号

添付書類 (番号順に添付のこと) ※添付した書類にはチェック☑をしてください。	
(1) 建物の利用の開始を証する書類 (ただし、別表第11項及び第12項に該当し、賃貸又は売買によって活用する場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 添付
(2) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類	<input type="checkbox"/> 添付
(3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し	<input type="checkbox"/> 添付
(4) 補助事業の着手前、実施中及び完了後の状況を示す写真及び写真撮影方向図 (補助事業着手前、実施中及び完了後の写真を、工事部位ごとにまとめること。)	<input type="checkbox"/> 添付
(5) 耐震性が向上する工事を行ったことが確認できる書面等 (ゲストハウスのみ) ただし、提出が必要な場合に限る。	<input type="checkbox"/> 添付
(6) 補助事業に係る媒介契約書、賃貸借契約書の写し、売買契約書の写し又はこれに代わる書面の写し	<input type="checkbox"/> 添付

補助金請求書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) ⑩ (朱肉による印に限る。) (電話 - -)

空き家活用・流通支援等補助金交付要綱第19条の規定により、補助金を請求します。	
補助対象建築物の所在地	京都市
補助金請求額	¥ 円
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都ま第 号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都ま第 号 年 月 日 京都市指令都ま第 号

振込口座

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
銀行・金庫	支店・出張所	<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字等)			

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

報告書

(あて先) 京都市長

活用内容及び京都市空き家活用・流通支援等補助金を申請することについて、下記のとおり、地域連携型空き家対策促進事業の取組団体に説明した状況について報告します。

1	地域連携型空き家対策促進事業の取組団体名	
2	事業取組団体の代表者氏名	
3	説明を行った日	年 月 日
4	説明内容	
5	説明した状況	<input type="checkbox"/> 了解された。 <input type="checkbox"/> 条件付で了解された。 ()

※4については、説明の際に使用した資料の添付でも可とする。

年 月 日

申請者の氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)



(朱肉による印に限る。)

報告書

（あて先）京都市長

活用内容及び京都市空き家活用・流通支援等補助金を申請することについて、下記のとおり、地域連携型空き家対策促進事業の取組団体に説明し、承諾を得た旨報告します。

1	地域連携型空き家対策促進事業の取組団体名	
2	事業取組団体の代表者氏名	印
3	説明を行った日	年 月 日
4	説明内容	
5	説明した状況	<input type="checkbox"/> 承諾された。 <input type="checkbox"/> 条件付で承諾された。 ()

※4については、説明の際に使用した資料の添付でも可とする。

年 月 日

申請者の氏名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名）

印

（朱肉による印に限る。）

誓約書

(あて先) 京都市長

京都市空き家活用・流通支援等補助金の交付に当たり、以下のことを誓約します。

- 1 昭和56年5月31日以前に着工された建築物（耐震性が向上する工事を行った場合と同等の耐震性を有することが書面等にて確認できる場合は除く。）にあつては、耐震性が向上する工事を行うこと。

実施する工事にチェックしてください。

- 第12条第3項第1号に掲げる工事（耐震診断に基づく耐震改修）
 在来工法によって建築された建築物

第12条第3項第2号（ ）に掲げる工事（ ）にはアからエを記入

ア 屋根軽量化, イ 根継ぎ, ウ 構面強化, エ 有筋基礎設置

- 伝統構法によって建築された建築物

第12条第3項第3号（ ）に掲げる工事（ ）にはアからカを記入

ア 屋根軽量化, イ 根継ぎ, ウ 礎石補修, エ 土壁補修, オ 構面強化, カ 根がらみ

- 2 旅館業法に基づく許可を受けるゲストハウスにあつては、旅館業法や京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例等の旅館業に係る法令及び本市からの指導を遵守すること。

- 3 住宅宿泊事業法に基づく届出を行うゲストハウスにあつては、住宅宿泊事業法や京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例等の届出住宅に係る法令及び本市からの指導を遵守すること。

年 月 日

申請者の氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

㊟

(朱肉による印に限る。)